

岐阜県職員倫理憲章 長良特別支援学校実行計画

平成30年4月1日

平成18年7月に発覚した不正資金問題に対する深い反省と再発防止への固い決意とともに、岐阜県職員としての基本理念を示すために平成18年12月28日に制定した「岐阜県職員倫理憲章」の内容を実践していくために、下記のとおり長良特別支援学校実行計画を定めます。

1 法令を遵守するとともに、自らを厳しく律します。

法令に照らして判断・行動し、疑惑や不信を招くことのないよう努めます。

不当な圧力や働きかけに左右されることなく、誰にでも公平、公正に対応します。

【取組事項】

- 地方公務員法が定める守秘義務や、情報公開制度、個人情報保護制度の趣旨等を職員に徹底し、情報の適正な管理、取扱いに努めます。
- 過去の不祥事案を題材に、職場研修を実施し、公務、私生活を問わず、「県民の信頼を裏切る行為」に対しては、厳しい処分が課されている現実について、職員の認識を深めます。
- 通勤途上や出張時等の勤務中はもちろん、勤務時間外においても交通法規を遵守し、無事故・無違反を徹底します。
- 勤務時間の厳守はもちろん、勤務開始時刻前までには必ず出勤して業務開始に備えます。

2 税の重みを深く認識し、無駄のない行政を進めます。

経費の節減を徹底し、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めます。

前例にとらわれず、常に業務を点検しながら見直しを図ります。

【取組事項】

- 事務用品の在庫管理の徹底・再利用の促進による事務用品購入経費の削減、両面コピーや縮小コピー等の活用によるコピー使用枚数の削減等により、経費節減を徹底します。
- 職員の時間管理意識の徹底により会議等の効率的な運営に努めるとともに、職場内での工夫による業務の効率化等により、時間外勤務の縮減に努めます。

3 県職員としての自覚を高め、質の高い行政サービスを提供します。

専門的な能力・知識と、幅広いものの見方・考え方の習得に努めます。

法的根拠や仕組みを理解し、迅速・丁寧に業務を進めます。

【取組事項】

- 全ての職員が、業務に関連した研修会等に積極的に参加して専門的能力・知識を習得するなど、常に自己研鑽に努めます。

4 常に危機に備える意識を持ち、事故や不祥事を防止します。

マニュアルを整備するなど、日頃からのチェック体制を確立します。

どのような情報にも細心の注意を払い、組織としていち早く対応します。

【取組事項】

- 児童生徒の安全確保を最優先に考え、施設、遊具等学校内外の安全点検を行います。

- 保健衛生、給食、防災等の安全に関する職員意識を高め、職員の資質向上に努めます。
- あらゆる不測の事態発生時に迅速な情報伝達を図れるよう、所属内の緊急連絡網を整備します。
- あらゆる情報に常に細心の注意を払い、いち早く不祥事等の危機を察知し、上司への迅速な状況報告と適切な対応により問題発生を未然に防止します。

5 問題発生時には、事実をありのままに公表し、迅速かつ誠実に対応します。

正確な情報の把握・公表に努め、責任の所在を明確にした上で問題の拡大を防ぎます。
徹底した原因究明を行い、適切な再発防止策を講じます。

【取組事項】

- 問題発生時には、緊急連絡網等の活用により速やかに全職員への情報伝達を完了し、情報収集・分析や県民への情報提供を速やかに行います。

6 職員が一丸となって、風通しのよい組織風土をつくります。

自分の職責にとらわれず、知恵を出し合い、自由な議論ができる職場をつくります。
不都合な情報こそ速やかに包み隠さず明らかにできる組織をつくります。

【取組事項】

- 部職員朝礼(毎日)、全職員朝礼(週3日)、主事会(週1日)、運営委員会(月1日)、職員会議(月1日)、部会(月1日)等を実施し、業務の進捗状況等について職員間の情報共有を図るとともに、課題やその解決方法等について自由闊達な議論を行います。
- 良い情報はもとより、不都合な情報こそ上司へ報告を速やかに行います。

7 県民のひとりとして、積極的に地域や社会に貢献します。

地域での活動に積極的に参加します。
環境問題等の社会を取り巻く身近な課題に率先して取り組みます。

【取組事項】

- 職員に対して、地域活動等への参加を奨励するとともに、具体的な活動内容について、校内発表会を開催します。
- PTA活動を中心として地域と連携した活動を進めるとともに、より地域に根ざした活動の充実・推進を図ります。
- 学校給食の牛乳パックリサイクル化や資源の分別回収、節電等、地球環境に配慮した活動を積極的に推進します。

8 県民との対話を大切に、県民のみなさんとともに「確かな明日の見えるふるさと岐阜県づくり」に取り組みます。

県政全般にわたる情報を分かりやすく、積極的に公開します。
積極的に現場に出かけ、県民の意見や考えをお聴きし、政策・施策に活かします。

【取組事項】

- 病弱の児童生徒に対する支援について、本校の教育実践の中で培ってきたノウハウを生かして、地域の幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校教員とともに、より適切な支援策について検討します。
- 保護者、学校評議員等による意見・提言を踏まえ、学校運営の改善・充実を図るとともに、その結果を公表します。